

令和6年度上尾市障害者優先調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条の規定に基づき、令和6年度上尾市障害者優先調達推進方針を策定し、障害者優先調達の一層の推進を図る。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての組織とする。

3 対象となる障害者就労施設等

対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく施設等
 - ア 就労継続支援事業所（A型、B型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 「障害者基本法」に基づく助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令第1条に定める事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 「障害者雇用促進法」に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体
- (5) ふれあいの店（特定非営利活動法人上尾ふれあいの店）

4 調達する品目等の種類

物品、役務等で障害者就労施設等から調達することが可能なもの。

5 調達目標

令和6年度の調達目標を、次のとおり設定する。

目標額 10,000千円

6 推進方法

- (1) 障害福祉課は、継続的に障害者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、市の全ての組織に情報の提供を行い、優先調達の推進に努める。
- (2) 障害者就労施設等への優先調達にあたっては、所管するイベント、キャンペーン等での啓発用品、記念品なども含め発注可能な物品等を各組織で十分検討するよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎年度終了後に取りまとめ、公表する。

8 調達方針の担当窓口

本方針の担当窓口は、健康福祉部障害福祉課とする。ただし、調達実績の公表等に関する窓口は、総務部契約検査課とする。